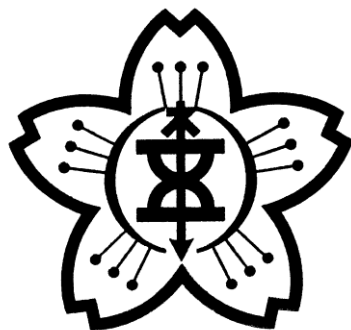


第五小学校 *SCHOOL WEB*

令和6年度入学説明会用資料



寝屋川市立第五小学校

〒572-0005

大阪府寝屋川市成田西町2番3号

TEL 072-835-9294

FAX 072-832-2512

<http://www2.city.neyagawa.osaka.jp/school/e/daigo/>

はじめに

本校は、創立から 72 年間もの長きにわたり、保護者・地域の皆さまに支えられながら教育を行ってきた歴史ある学校です。

本校は、学校教育目標『心豊かでたくましく、ともに学び合う子どもの育成』のもと、学ぶことに興味や関心を持ち、見通しをもって自ら粘り強く学ぶ「主体的な学び」と、子ども同士、教職員との関わりや対話を通して自己の考えを深める「対話的な学び」の充実を図り、「学力」や「体力」の向上に努めています。

その一環として、ひらがな学習をはじめとした基礎基本の習得、算数の習熟度別少人数授業、理科・音楽科の専科担任制等によるきめ細かな学習の充実を図るとともに、寝屋川市で推進している「ディベート教育」や「ねやがわスタンダード（寝屋川方式の学習法）」の取組をすすめています。

あわせて、道徳教育や人権教育を通して、豊かな心や道徳的に実践できる力を育て、調和のとれた子どもの育成に努めています。

また本校は、第六中学校・国松緑丘小学校とともに『香里かほりまち学園』として小中一貫教育に取り組んでいます。三校の教職員・児童生徒同士が行事や研修を通じて関わり合いながら義務教育 9 年間を見通した教育の充実をめざしています。

あたたかい保護者・地域のみなさまとともに力を合わせて、今を生き未来を創っていく大切な子どもたちをていねいに育ててまいります。

本年度も、本校の教育活動の概略、各種手続き等について掲載した「第五小学校 SCHOOL WEB」を作成しました。本校の教育活動をより一層ご理解いただき、ご活用いただければ幸いです。

目 次

は じ め に	P 1
目 次	P 2
1 学校沿革・校章・校歌・創立記念日	P 3
2 学校経営方針と学校教育目標	P 4
3 年間行事・学習活動	P 5
4 日課表・週間授業時数	P 6
5 児童の安全確保（不審者対策）について	P 7
6 各種連絡システムへの登録について	P 8
7 災害時の対応について	P 9
8 欠席（忌引・学級閉鎖・学校伝染病）	P 10
9 学校管理下において児童生徒がけがをした場合	P 11
10 学校納入金について	P 12
11 就学に関わる制度について	P 14
12 転校・校区内住所変更時の手続きについて	P 15
13 標準服・名札等の購入について	P 16
14 教育相談窓口	P 17
寝屋川市立第五小学校 P T A 規約	P 18
令和 6 年（2024 年）入学説明会資料	P 24
令和 6 年（2024 年）教育相談について	P 32

1 学校沿革・校章・校歌・創立記念日

1. 学校沿革（抜粋）

昭和 27 年 4 月 1 日	成田山連なる南方の丘上に校舎建設され創立。（海拔 37 メートル）
平成 3 年度	カナダオークビル市視察団来校
平成 3 年度	カナダオークビル市ブラント・ウッド校と姉妹校提携
平成 3 年度	創立 40 周年式典
平成 4～6 年度	体力づくり研究指定校（府教育委員会）
平成 8～11 年度	大阪府よい歯を守る学校園表彰（府歯科医会）
平成 11 年度	全日本学校歯科保健優良校（日本学校歯科医会）
平成 12 年度	中国盧湾区第 3 次教育代表团来校
平成 12 年度	学校基本調査表彰（文部大臣）
平成 13 年度	創立 50 周年式典
平成 13 年度	全日本学校歯科保健優良校（日本学校歯科医会）
平成 14 年度	全日本学校歯科保健優良校（日本学校歯科医会）
平成 21 年 7 月	6 号館耐震工事
平成 22 年 6 月	カナダオークビル市ブラント・ウッド校 閉校
平成 22 年 7 月	4 号館耐震工事
平成 23 年度	創立 60 周年 3 号館耐震工事 5 号館改築工事 グランド芝生化
平成 24 年度	1 号館・2 号館耐震工事
平成 25 年度	体育館耐震工事
平成 28 年度	大阪府体力向上研究実践表彰
平成 29 年度	プール改修工事完成
令和 3 年度	創立 70 周年
令和 3 年度	大阪府よい歯を守る学校園表彰（府歯科医会）
令和 4 年度	体育館改修工事完成（屋根・フロア・内壁）

2. 創立記念日

5 月 21 日

3. 校章



第五小学校は、東西南北の四つの小学校の次に、五番目の小学校として「第五小学校」と名付けられました。

校区には「桜が丘」という地名があるように、桜の木が沢山植えられ、桜の名所「成田の丘」として知られていました。

寝屋川市章と五番目「五」を組み合わせ、それを満開の桜の花びらの中に納めて校章にしています。

【児童数&クラス数】令和 5 年度（5/1 時点）

1 年	148 人	4 クラス
2 年	173 人	5 クラス
3 年	217 人	6 クラス
4 年	176 人	5 クラス
5 年	206 人	6 クラス
6 年	190 人	6 クラス
合計	1,110 人	32 クラス

第五小学校 校歌

作詞 笹治 純子
作曲 宮越精三郎

一朝の光 丘に満ちて
窓辺に匂う 桜の花よ
理想をば 桜によせて
明るく学ぶ

寝屋川第五小学校

二日毎をこの丘に立ちて
みわたす平野 淀の流れよ
わが若き 心も清く
正しく生きん

寝屋川第五小学校

2 学校経営方針と学校教育目標（令和5年度）

1. 学校教育目標 「心豊かでたくましく、ともに学び合う子どもの育成」

「望ましい子ども像」

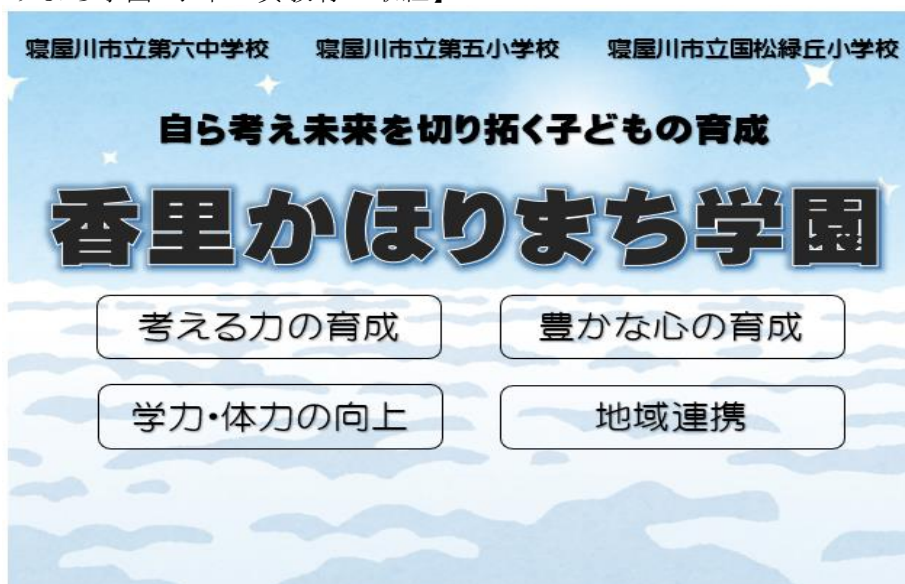
- ・自ら学ぶ子 … 基礎・基本を大切にし、自分から進んで課題に取り組む子
- ・たくましい子 … 健康と安全に気をつけ、何事にもあきらめない子
- ・心豊かな子 … 感性豊かに表現でき、思いやりのある子

2. 学校経営の基本方針と重点努力目標

（1）学校経営の基本方針

- ①基礎基本の習得を図り、仲間と共により深く理解し、解決や創造へ向かう学習環境づくりに努める。
- ②「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をめざし、研究・実践に努める。
- ③道徳教育・人権教育を推進し、心豊かで思いやりのある子どもの育成に努める。
- ④「寝屋川版コミュニティスクール」として保護者・地域との連携を深め、小中一貫教育を充実する。
- ⑤すすんであいさつができる子どもを育成する。
- ⑥生徒指導、安全教育、施設管理、緊急対応訓練を充実し、安全・安心に学べる学校をめざす。

【香里かほりまち学園 小中一貫教育の取組】



小中一貫の取り組み

- 小中一貫カリキュラムによる学習
- 寝屋川スタンダードに基づく指導
- ディベート教育の推進
- 道徳教育の推進
- 児童生徒理解（情報共有、合同会議、人権教育、児童生徒交流）
- 授業力の向上（合同研修会、授業交流）
- 体力向上プログラムの実践、実技研修、水泳交流
- 小中連携会議
- 家庭、地域との連携活動
（あいさつ運動、パトロール、清掃活動、福祉体験、ふれ愛まつり）
- 地域5校 PTA 連携（研修、清掃活動）

3 年間行事・学習活動（予定）

月	年 間 行 事 ・ 学 習 活 動
4	入学式 始業式 1年生を迎える会 身体測定 避難訓練 授業参観・懇談会 家庭訪問（ポスティング）
5	創立記念日（5／21） スポーツテスト 交通安全教室（1年） 芸術鑑賞会
6	水泳学習開始（プール開き） PTA総会 自転車教室（3年） 非行防止教室（6年） 土曜参観
7	個人懇談会 林間学舎（5年） プール納め 終業式 PTA校区パトロール
8	始業式 身体測定
9	避難訓練
10	運動会 非行防止教室（5年）
11	修学旅行（6年） 音楽参観 給食週間 標準服リサイクル
12	個人懇談会 大掃除 終業式 PTA校区パトロール
1	始業式 避難訓練 身体測定 授業参観・懇談会
2	入学説明会
3	卒業式 6年生を送る会 修了式 PTA総会

- ・過去実績より参考として記載してあります。正式には新年度に随時お伝えします。
- ・各月の予定は、毎月発行の「五小っ子だより」等でお伝えします。
- ・校外学習を各学年、年1回実施します。
- ・毎月6日は「おはよう運動の日」として取り組んでいます。
- ・平日放課後に「グラウンド開放」や「図書室開放」をおこなっています。（日時は月ごとに案内）

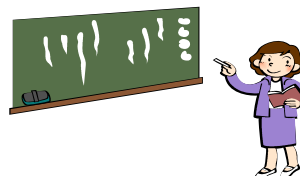
4 日課表・週間授業時数（令和5年度）

1. 日課表

	通常日課	特別日課 (月曜：クラブ・委員会、水曜：毎週)
朝の会	8:30 ~ 8:40	8:30 ~ 8:40
1校時	8:40 ~ 9:25	8:40 ~ 9:25
2校時	9:30 ~ 10:15	9:30 ~ 10:15
太陽っ子	10:15 ~ 10:35	10:15 ~ 10:35
3校時	10:40 ~ 11:25	10:40 ~ 11:25
4校時	11:30 ~ 12:15	11:30 ~ 12:15
給食	12:15 ~ 13:00	12:15 ~ 13:00
休憩	13:00 ~ 13:20	
清掃	13:25 ~ 13:40	13:00 ~ 13:15
5校時	13:45 ~ 14:30	13:15 ~ 14:00
6校時	14:35 ~ 15:20	
(クラブ・委員会時)		14:15 ~ 15:00
下校	(4限) 簡単清掃 13:30	(4限) 簡単清掃 13:30
	(5限) 14:45	(5限) 14:15
	(6限) 15:35	(クラブ・委員会時) 15:15
絶対下校	(5時限) 15:30	(5時限) 15:00
	(6時限) 16:20	(クラブ・委員会時) 16:00

2. 儀式用日課表

	日 課 時 刻
朝の会	8:30 ~ 8:40
1校時	8:40 ~ 9:25
2校時	9:30 ~ 10:15
太陽っ子	10:15 ~ 10:25
3校時	10:25 ~ 11:10
下校開始	11:45



(令和6年度より開門時間が10分遅くなり、8時15分に変更になります。そのため下校時間が5～10分程度遅くなる可能性があります。確定した日課表については、本校のホームページ等でご確認ください。)

3. 週間授業時数一覧

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
月曜	5	5	5	6	6	6
火曜	5	6	6	6	6	6
水曜	5	5	5	5	5	5
木曜	5	5	6	6	6	6
金曜	5	5	6	6	6	6
計	25	26	28	29	29	29



5 児童の安全確保（不審者対策）について

本校における児童の生命と安全を保持するため、学校安全体制の確保については下記の通り実施しています。保護者の皆様方のご理解とご協力をお願いします。

1. 来校時のお願い

- ・来校者は原則として、正門をご利用ください。（学校行事等の場合は別途お知らせします。）
- ・来校時は、「保護者証」または「来校者証」を常時ご着用ください。
着用していない方には、安全確保のため、お声がけさせていただきます。
- ・「保護者証」をお忘れの場合は、正面玄関の受付で名簿に保護者氏名・児童の学年と児童氏名を記入した上で、「来校者証」を着用していただきます。

保護者証について

- ・在校する児童の家庭に2枚の「保護者証」を配布しています。（新入生は始業式以降配布）
- ・紛失した場合は、1枚300円で購入いただけます。
- ・行事で2名以上の来校が見込まれる場合は、事前に臨時の「来校者証」を配布します。

2. 正門のオートロックシステムについて

常時、施錠していますので、以下の方法で校内にお入りください。

- ①正門の右側のカメラ付きインターフォンを押してお知らせください。その際「保護者証」をカメラに提示してご用件をお話してください。
- ②オートロックが解錠されますので、扉を押して開けてお入りください。
- ③入った後は扉を元通りお閉めください。

3. 安全管理員の配置について

通用門には、午前7時30分から午後4時30分まで、安全管理員が常駐しています。物資の配送車が進入する進入路門での警備や、校内の見回り巡視を実施しております。

4. 不審者情報の発信と一斉下校等への対応

学校へ不審者等の通報や情報が入った場合は、「さくら連絡網」や「メールねやがわ」を利用したの一斉送信などで情報を発信しています。状況を判断して、学年下校・一斉下校を行い対応する場合があります。

5. 「子ども安全見守り隊」「子ども110番の家」との連携

本校では、地域の多くの方々に、「子ども安全見守り隊」として子ども達の登下校中の安全にご協力をいただいているところです。そして、校区内には「子ども110番の家」の登録を多数いただき、もしもの時、子ども達が駆け込める場所となっています。

6. 地域パトロールカーの運用（通称「五小パンダ号」）

寝屋川市では、市内各小学校に1台の「地域パトロールカー」が配置されており、教職員や地域の方の協力でパトロールに活用しています。

6 各種連絡システムへの登録について

以下の3つについて、必ずご登録ください。

1. さくら連絡網

欠席・遅刻・早退の連絡に使用します。緊急時に学校からの連絡に使用することもあります。

スマートフォン、パソコン等で利用できます。

学級休業等に関わる連絡など日常のメール連絡や学年・クラスごとの連絡事項は、さくら連絡網で配信しますので、**すべての方に無料会員登録**をお願いしています。

登録には個別の登録用 QR コードが必要です。登録方法の詳細は別紙「登録手順書」をご覧ください。

2. ツイタもん

児童見守り安心システムとして使用します。

ツイタもんとは

IC タグをランドセル等に着けて登下校すると、校門に設置したアンテナが感知し、職員室のパソコンへ時刻が記録されます。登録しておく则便利です。

※有料オプション(任意加入)では、校門の通過時に保護者のスマートフォンへ通知します。

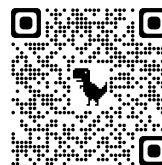
※学校からのメール連絡は「さくら連絡網」で配信します。

登録方法

①右の QR コード、または <https://tsuitamon.jp> にアクセスしてお申込みください。

②学校経由で IC タグを配付します。(IC タグは卒業・転出時に返却)

※詳細は別紙または、「ツイタもん」ホームページをご覧ください。



3. メールねやがわ

地域の方など、保護者以外にも周知する内容については、「メールねやがわ」を使用します。

校区情報「第五小学校」に登録してください。

メールねやがわ受信方法 ※以下のいずれかの方法でご登録ください。

①スマートフォン用アプリ「もっと寝屋川」で登録 利用料は無料（通信料がかかります）。

アプリストアで「もっと寝屋川」と検索または、下記 QR コードよりインストールしてください。



iOS (iPhone) 用



Android 用

②メールアドレスで登録

neyagawa@e.ikkr.jpに空メール送信または右の QR コードより
お手続きください。



- ・災害や事件事故等により登下校に変更が生じる場合は「さくら連絡網」「メールねやがわ」等でお伝えします。
- ・状況によりメールや電話連絡ができない場合も想定されます。学校から連絡が無い場合も、以下の対応へご協力いただくとともに、状況に応じた安全確保のための行動をお願いいたします。
- ・緊急時の対応については、お子さまとよく話し合ってくださいよう、よろしくお願いいたします。

※留守家庭児童会(072-835-4480)の対応については、直接お問い合わせください。

1. 「暴風警報」や「特別警報」が、「寝屋川市」または「東部大阪」に発令された時

2. 地震発生時

3. 「大雨洪水警報」が発令された時、「雷注意報」が発令された時

- ・原則として、平常授業を行います。（必要に応じ臨時休業や緊急下校等の対応をすることもあります。）
- ・登校前に落雷や洪水など、ご家庭で児童の登校に危険があると判断する場合は自宅待機し、学校に連絡をお願いします。
- ・在校中に雷が鳴っている場合、雷が遠のくまで学校に待機します。

地震災害時の引き渡し場所(グラウンド) (その他災害等の引き渡しについては都度連絡)



8 欠席（忌引・学級休業・学校伝染病）

1. 欠席について

病気などにより学校を休む場合は、「さくら連絡網」でお知らせください。

2. 欠席扱いとならない場合

以下の場合、欠席扱いとはなりません。

①親族の忌引

父 母（7 日以内） 祖 父 母・伯 叔 父 母（3 日以内） その他の親族（1 日）

②学級休業・学年休業・学校休業

③学校感染症にかかったとき（下表参照）

出席停止となります。必ず学校へ連絡をしてください。

登校するときは、証明書は不要ですが、医師の許可を得てからとなります。

学校で予防すべき感染症及び出席停止の期間について〔学校保健安全法施行規則〕

	対 象 疾 病	出席停止の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 （SARS）鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から第 9 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定 感染症及び新型感染症	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 及び新型を除く）	発症後 5 日、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な 抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 、5 日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において 感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎	条件によっては出席停止 の措置が必要と考えられ る感染症の例
	その他の感染症 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、 ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、 ウイルス性肝炎、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）	
	アタマジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、 伝染性膿痂疹（とびひ）	

9 学校管理下において児童生徒がけがをした場合

児童生徒が学校の管理下でけがなどをした場合、災害共済制度として「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」、「寝屋川市立校園PTA協議会安全共済会」のいずれかより所定の手続きをおこなうことによって、医療費の一部について給付を受けることができます。

加入は任意となっており、あらかじめ保護者の皆様の同意書を取った上で、全員加入していただいています。

請求方法の手続きや詳細については、本校保健室の養護教諭までお問い合わせください。

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」

学校の管理下で児童生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生した時に、災害給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）をおこなう国・学校の設置者・保護者の三者の負担により成り立つ互助共済制度です。

掛金 保護者負担額（年額）460円

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

学校の管理下の事由によるもので、療養に要した費用の額が500点（5,000円）以上の場合。ただし、保険外診療は対象外。

同一災害による医療給付は、10年間。

給付金の支給時期については、審査等の関係で請求から2～3ヶ月後となります。

給付金の支給については、教育委員会よりご希望の金融機関に振り込まれます。

災害共済給付金請求手続き

被災児童生徒の保護者に、学校から「医療等の状況」の用紙を渡し、保護者が医療機関から医療費についての証明を受け学校へ提出します。（月単位の請求になっていますので二ヶ月以上の診療の場合は、別途用紙を請求してください。）

2. 寝屋川市立校園PTA協議会「安全共済会」

寝屋川市独自の制度で「災害共済給付制度」の給付対象に満たない（療養に要した費用の額が500点未満）場合に適用されます。この他、災害見舞金等の給付があります。

給付金の支給については、学校納入金の振替で登録頂いています郵便局の口座へ振込します。

（振込手数料が必要です。）

掛金 保護者負担額（年額）100円

学校の管理下となる範囲

- ①学校が編成した教育課程に基づく授業中（特別活動中を含む）
- ②学校の教育計画に基づく課外指導中
（校外学習、林間学舎、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導等）
- ③休憩時間中（始業前、放課後を含む）
- ④通常の経路、方法による通学中（登校中、下校中）
- ⑤学校外で授業等がおこなわれる時、その場所、集合・解散場所と住居との間の合理的な経路、方法による往復中

10 学校納入金について

本校では、児童の安全面や紛失防止のため、PTA会費、給食費、児童会費、教材費（学級活動費）、5年生の積立金等の学校納入金を郵便局による口座振替制度を利用して納入していただいています。金額等の詳細については、4月下旬頃に配付いたします『学校納入金について』に記載しています。

1. 口座振替の手続きについて

①ゆうちょ銀行の総合通帳が必要です。どこの支店の通帳でもご登録できます。

通帳を持っていない場合、最寄りの郵便局にて「総合通帳」の口座の開設をお願いします。

※口座開設には口座名義人の証明資料（運転免許証・健康保険証等）と印鑑が必要です。

②使用する通帳の口座名義は、保護者名義、児童名義のどちらでも可能です。

③別紙「自動払込利用申込書」に、下記の「2. 申込書記入について」と次ページの見本を参考にしながら、必要事項を記入し、通帳と印鑑(届け印)をご持参のうえ、最寄りの郵便局まで提出してください。

2. 申込書記入について（児童一人につき1枚必要）

・通帳記号・通帳番号は、通帳を見て正確に記入してください。

※通帳番号が、8桁より少ない場合は、右詰で記入してください。

・おところ、口座名義、フリガナ、電話番号を記入してください。

・通帳の届出印を1枚目に押印してください。（鮮明に）

・払込開始月は、空欄にしておいてください。

・備考には、児童名のフリガナ・漢字を記入してください。（例：ダイゴ タロウ 第五 太郎）

・訂正箇所には訂正印が必要です。

令和6年度の学校納入金の第1回目は**5月1日（水）**です。

前日までにご入金をお願いします。

なお詳細につきましては、令和6年4月下旬頃にお配りいたします『令和6年度 学校納入金について』をご覧ください。

1.1 就学に関わる制度について（就学援助制度・特別支援教育就学奨励費）

（支給項目、金額等の内容は変更となることもあります。）

1. 就学援助費

「令和5年度 就学援助制度のお知らせ」より抜粋

寝屋川市教育委員会では、経済的な理由によって児童生徒の学校の費用に困っている保護者に対し、次の援助制度をおこなっています。

支 給 項 目	支給予定額（児童・生徒一人当たりの年額）	
	小 学 校	中 学 校
学用品費・通学用品費	1年 13,230円	1年 25,040円
校 外 活 動 費	2～6年 15,500円	2・3年 27,310円
学 校 給 食 費	実 費	実 費
修 学 旅 行 費	実 費（支給対象となる経費のみ）	
臨 海・林間学舎費	実費（支給対象となる経費のみ） 限度額7,000円	実費（支給対象となる経費のみ） 限度額8,000円
医 療 費	学校保健安全法で指定された病気（結膜炎・う歯・中耳炎等）の治療費が、学校の発行する医療券により受診することで無料となります。	

①世帯全員の総所得金額が認定基準額以下の方が対象です。

②受給希望者は4月中に寝屋川市まで申請が必要です。詳しくは4月に配付する「令和6年度就学援助制度のお知らせ」をご確認ください。

③支給方法は、年額を3回に分け金融機関口座へ8月・12月・3月下旬に振り込まれる予定です。

※学校給食費等、就学援助費で支払いがなされる学校納入金について未納が生じた時は、本人口座から学校長口座へ変更する事になります。

※就学援助申請の適用期間は1年間（4月～翌3月）です。毎年4月に申請が必要となります。

2. 特別支援教育就学奨励費 「令和5年度 特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ」より抜粋

寝屋川市教育委員会では、障害のある子ども及び支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、次の援助をおこなっています。

支 給 項 目	支給予定額（児童・生徒一人当たりの年額）	
	小 学 校	中 学 校
学用品費・通学用品費	6,620円	12,525円
校 外 活 動 費		
入 学 準 備 金	25,555円	30,490円
学 校 給 食 費	実 費×1/2	
修 学 旅 行 費	実 費×1/2（支給対象となる経費のみ）	
臨 海・林間学舎費	実費（支給対象となる経費のみ） 限度額7,000円	実費（支給対象となる経費のみ） 限度額8,000円
通 学 費	実 費（本人のみ）	

①学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する、または支援学級に在籍する児童生徒の保護者で、世帯全員の総所得金額が認定基準額以下の方が対象です。

②受給希望者は、学校へ調書を提出していただきます。詳しくは6月上旬に配付する「令和6年度 特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ」をご確認ください。

③支給方法は、学校長経由支払とし、年額を12月中旬に支給します。

問い合わせ先：寝屋川市教育委員会 教育政策総務課 電話 813-0070

1 2 転校・校区内住所変更時の手続きについて

1. 住所異動時の市への届け出場所

寝屋川市役所 戸籍・住基担当の総合窓口

または各シティ・ステーション(ねやがわ・香里園・萱島・西・東)

※各シティ・ステーションでは、寝屋川市事前申請システム（窓口申請書作成等支援システム）を利用したの手続きはできませんのでご注意ください。

第五小学校最寄りの市民センター

香里園シティ・ステーション ☎ 8 3 2 - 4 1 3 1

寝屋川市香里南之町 1 4 番 9 号 彩テラス 1 階

月曜日～金曜日 午前 8 時～午後 8 時まで（祝日、年末年始を除く）

土曜日 午前 8 時～午後 1 時まで（年末年始を除く）

2. 手続きの内容

	校区内で転居する場合	寝屋川市内（校区外）に 転居する場合	寝屋川市外に転出する場合
① 寝屋川市への届け出	引越から 1 4 日以内に、転居届を市窓口へ提出する。	引越の予定が決まったら （引越のおよそ 1 4 日前～） 転出届を市窓口へ提出する。	
	学齢児童・生徒転出等通知書（学校保存）を受け取る。 ※市内転居の場合は 第五小用と転出先校用の 2 通受け取る。		
② 第五小学校への届け出	上記通知書を第五小学校（学級担任）へ提出する。	上記通知書を第五小学校へ提出する。 転出先の学校へ提出する書類（下記）を受け取る。 ・在学証明書 ・教科書証明書	
③ 転出先学校（市区町村）での手続き		転出先校（市内） ・学齢児童・生徒転出等通知書（転出先校用） ・在学証明書 ・教科書証明書 を転出先の学校へ提出する。	転出先市区町村 新住所の市区町村の窓口で転入届を提出する。 転出先校（市外） ・在学証明書 ・教科書証明書 を転出先の学校へ提出する。

- ・校区外への住所異動（第五小学校からの転校）が決まった場合は、すみやかにお知らせください。
- ・転校になる場合は、給食費や教材費、積立金等の精算がありますので、ゆうちょ銀行の口座はしばらくの間、解約をしないでください。
- ・住所以外に、家族の状況や連絡先等の変更があった場合も学校までご連絡をお願いします。

13 標準服・名札等の購入について

本校では、標準服制を採用しています。取扱業者は下記の通りです。サイズ・価格については、同封の業者プリントをご覧ください。

イシハラ学生服店

< 大和元町店 >

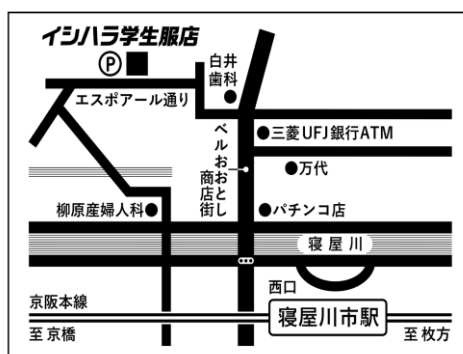
☎ 826-0039

寝屋川市大和元町 20-5

エスポール通り商店街内

午前10時～午後7時

[定休日 月曜日]



< 美井元町店 >

☎ 834-0138

寝屋川市美井元町 23-9

平日 午前11時～午後7時

土日祝 午前10時～午後6時

[定休日 月曜日]



学生服のアワヤ 寝屋川店

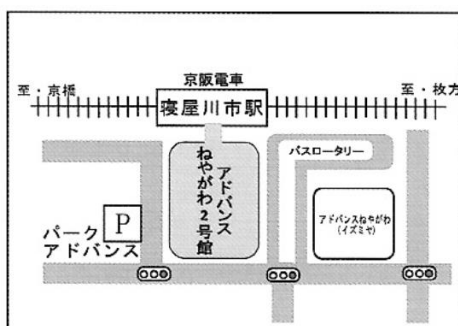
☎ 814-8010

寝屋川市早子町 23-2

アドバンスねやがわ2号館 地下1階

午前10時～午後9時

[年中無休 但し、年末年始は除く]



名札は学校で販売しています。購入する場合は学級担任へお知らせください。

児童用名札（一式：150円 中身のみ：10円/枚）

1 4 教育相談窓口

教職員が、子どもたちの困りごとに寄り添い解決できるよう、日頃より児童理解に努めるとともに、教育相談の体制を整えております。

学校生活に関すること、子育てに関することなど、困りごとがありましたら、まずは担任をはじめ相談しやすい教職員まで、遠慮なさらずにお声がけください。

1. 校内体制

- ①「校区スクールカウンセラー」の配置
(週1日程度。予約については、担任または教頭までご相談ください。)
- ②「家庭教育サポーター」、「児童生徒支援者」の配置
- ③「支援コーディネーター」担当教員の配置
- ④「校内支援委員会」の定期開催
- ⑤児童対象「心と体のアンケート」の実施

2. 相談機関（直接ご相談いただけます。）

教育相談

☎ 072-822-7830

場所：寝屋川市明徳1丁目1-1（寝屋川市総合教育研修センター）

内容：不登校・いじめ・学習・進路・性格・行動 等

寝屋川市子どもを守る課子ども相談

☎ 072-838-0134

場所：寝屋川市池田西町28-22（保健福祉センター2F）

内容：性格・生活習慣・学校での生活・非行・子育て不安・家族関係 等

大阪府中央こども家庭センター

☎ 072-828-0161

場所：寝屋川市八坂町28-5

内容：子どもや家庭についての相談 等

寝屋川市立第五小学校 P T A 規約

第 1 章 総則

第 1 条（名称と事務所）

本会は寝屋川市立第五小学校 P T A と呼び事務所を寝屋川市立第五小学校内におく。

第 2 条（目的）

本会は会員相互が協力し、学校と家庭と社会との関係を一層緊密にして児童の幸福と家庭生活並びに社会生活の水準を向上することを目的とする。

第 3 条（基本方針）

本会は前条の目的を達成するため次の基本方針に則り会務を遂行する。

1. 教育を本旨とする民主団体として活動すること。
2. 営利目的、宗教的、政治的、その他本会の本旨にもとる活動を目的とする団体や事業に関係し、あるいはこれを支持し、又は他のいかなる職務（公私を問わず）の候補者の推薦などしないこと。
3. 児童憲章の精神に則して児童の福祉増進のために活動する他の社会的団体や機関と協力すること。
4. 会の運営はどこまでも自主的なものであって他のいかなる団体からも支配や干渉を受けないこと。
5. 教育長・校長及び教育委員会等と教育の問題について討議し又その活動を助けるため意見を述べ参考資料の提供はするが直接に学校の管理運営や教員の人事に干渉しないこと。
6. 適当な法律上の手続きにより公立学校に対する公費の適当な支持を確保するために協力すること。

第 2 章 会員

第 4 条（資格）

本会の会員は本校に在籍する児童の両親又はこれに代わる者（以下保護者という）及び本校に勤務する校長と教職員に限る。

但し、学区内に在住し特に教育に関心を持つ者は希望又は推薦により入会することができる。

第 5 条（権利と義務）

①会員はすべて本会の役員や委員になること、総会に出席して動議を提出すること、及び賛否を表明することができる。

但し、校長は役員にはならないが、職務上各種会合には出席して意見を述べることができる。

②会員はすべて所定の会費を納めねばならない。

第 3 章 役員

第 6 条（職名）

本会の役員は次の通りとする。

- | | | |
|------|-----|-----|
| ①会 長 | 1 名 | 保護者 |
| ②副会長 | 2 名 | 同上 |
| ③書 記 | 1 名 | |
| ④会 計 | 1 名 | |

第 7 条（資格と選挙）

保護者又は教職員である会員は別に定める選挙細則に従って役員に選挙されることができる。

但し、公選による公職者は役員に選挙されることができない。

第8条（任期）

役員の任期は1年間とする。

但し、引き続き1年間だけは重任することができる。

又、会長については、行事や活動の計画の上において役員会及び実行委員会が必要と判断する場合、総会の承認を得た上で更に1年間重任することができる。

第9条（任務）

役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会の代表者であって、総会及び実行委員会、企画委員会を招集する。又役員と校長の同意を得て、役員候補者指名委員会及び選挙管理委員会、会計監査委員を除くすべての委員会の委員長と委員を委嘱し且つ総会の議決事項について執行の責に任ずる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理を務める。
3. 書記は総会、実行委員会、企画委員会の議事その他会全般の活動状況を詳細に記録し、保管し、又各種会合の開催について通知する。
但し、総会、実行委員会の場合においては記録者に依頼する。
4. 会計は本会の全ての金銭の収入支出を正確に記録し、定期総会の都度収支を報告し、年度末総会においては会計監査委員の監査を受けた決算報告をする。

第4章 総会の集会

第10条（地位）

総会は本会の最高議決機関である。

第11条（定足数と議決）

- ①総会は全家庭数の5分の1以上の出席がなければ成立しない。但し、やむを得ない事由のため出席できない会員は委任状を議長に提出し、これに代えることができる。
- ②議決は出席者の多数で定める。
但し少数意見といえどもこれを尊重して議事録に記録する。

第12条（開催）

総会は少なくとも年2回は開かなければならない。

但し、会長が必要と認めたとき又は会員の十分の一以上の要求があったときは随時開くことができる。

総会の開催ができない場合、書面による総会を開催することができる。その場合には、議決権総数が全家庭数5分の1以上で議案の成立とする。

第13条（開催通知）

総会を開くには、遅くとも5日以前にその日時・場所及び議題（なるべく詳細に説明を付けて）をあらかじめ通知しなければならない。

第14条（議長）

総会の議長は会員の互選による。

第15条（附議事項）

次の事項は総会において審議し又は承認を受けねばならない。

- ①役員及び会計監査委員の選出
- ②規約、又は選挙細則の改正
- ③予算及び事業計画の審議
- ④会務及び予算報告の承認
- ⑤その他重要な事項

第5章 委員会

第16条

委員会を常任委員会と特別委員会とする。

第17条

常任委員会として、学級委員会・教育振興委員会・地区安全委員会・広報委員会・スポーツ学習委員会をおく。

第18条（常任委員会の構成）

1. 学級委員会、教育振興委員会、広報委員会・スポーツ学習委員会

①学級委員会・教育振興委員会・広報委員会・スポーツ学習委員会は、各学級において選出された各1名の学級委員・教育振興委員・広報委員・スポーツ学習委員及び担当教師により構成される。各学級からの選出ができない場合、学級委員会、教育振興委員会、広報委員会、スポーツ学習委員会は、全学級より選出された各2名以上の委員及び担当教職員により構成することができる。

②学級委員・教育振興委員・広報委員・スポーツ学習委員は、学年別に学年代表それぞれ1名を、学年代表は委員長1名副委員長1名をそれぞれ選出する。各学級からの選出ができない場合、学級委員会、教育振興委員会、広報委員会、スポーツ学習委員会は、全学級から委員長1名、副委員長1名、実行委員1名以上を選出することができる。

2. 地区安全委員会

①地区安全委員会は、各地区（別に定む）において選出された1名の地区代表及び担当教師により構成される。

②地区を7ブロックに分けブロック代表を1名選出する。

③ブロック代表は、委員長1名・副委員長1名を選出する。

④各地区は、各班（10家庭を基準としたグループ）毎に1名の委員をおく。

第19条（常任委員長と委員の委嘱）

常任委員長と委員は、前条の規定により選出された者について会長がそれぞれ委嘱する。

第20条（招集、定足数と議決）

①常任委員会は委員長が必要と認めた時に随時招集する。

②常任委員会は委員総数の過半数が出席しなければ開くことができない。（委任状は認められない）

③決議は出席者の多数決で決める。

第21条（特別委員会の設置）

役員候補者指名委員会及び選挙管理委員会の他に特別の目的を遂行するため、実行委員会の承認を得て特別委員会を設けることができる。

第22条（特別委員会の委員長と委員の委嘱）

役員候補者指名委員会及び選挙管理委員会のそれぞれの委員（委員長は互選）は別に定める選挙細則に従って選出する。その他の特別委員会の委員長と委員は会長が実行委員会の承認を得て委嘱する。但し、必要により歴代会長や歴代校長を加えることができる。

第6章 委員会の任務と任期

第23条（任務）

第17条に定める各常任委員会と第22条に定める役員候補者指名委員会及び選挙管理委員会の任務を次の通りとする。

1. 学級委員会は次の事項を行う。

①学級運営に関する事項。

②児童の服装（給食着を含む）に関する事項。

③学級内での相互親睦に関する事項。

- ④その他必要な事項。
- 2. 教育振興委員会は次の事項を行う。
 - ①会員の親睦。
 - ②成人教育に関する事項。
 - ③保健体育に関する事項。
 - ④その他必要な事項。
- 3. 地区安全委員会は次の事項を行う。
 - ①校外における児童の保護善導。
 - ②通学路その他、地域社会における児童の安全。
 - ③会員相互の通信連絡。
 - ④その他必要な事項。
- 4. 広報委員会は次の事項を行う。
 - ①会報の発行。
 - ②各掲示用ポスター類の作成。
 - ③PTA活動の告知、報告に関する事項。
 - ④その他必要な事項。
- 5. スポーツ学習委員会は次の事項を行う。
 - ①まなび舎受付。
 - ②エンジョイフェスタ参加。
 - ③その他必要な事項。
- 6. 役員候補者指名委員会は、選挙総会に提示する役員と会計監査委員の候補者を選定する。
- 7. 選挙管理委員会は、役員の選挙に関する事務を行う。

第24条（任期）

常任委員会委員長、委員の任期は1年とする。

但し、1年だけは重任することが出来る。

第7章 役員会

第25条（構成）

役員会は、本会の役員、校長、教頭によって構成される。

第26条（任務）

役員会の任務は次の通りとする。

- ①全般的な事業について研究立案する。
- ②企画委員会、実行委員会の企画及び事業を承認する。

第8章 企画委員会

第27条（構成）

企画委員会は本会の役員、各常任委員長及び校長、教頭によって構成される。

第28条（任務）

企画委員会の任務は次の通りとする。

- ①各常任委員会によって立案された事業計画を検討する。
- ②年間事業計画案を作成する。

第29条（招集と定足数）

- ①企画委員会は、会長が必要と認めたとき、随時招集することが出来る。

- ②委員総数の過半数が出席しなければ開くことができない。

第 9 章 実行委員会

第 30 条（構成）

実行委員会は本会の役員、各常任委員会の学年代表、地区ブロック代表と校長、教頭及び代表教職員によって構成する。

第 31 条（任務）

実行委員会の任務は次の通りとする。

- ①実行委員会は総会に代わって議決することができる。
但し、次期総会に報告し承認を得ること。
- ②各種委員会によって立案された事業計画を審議すること。
- ③必要ある場合は特別委員会を承認すること。
- ④役員（会長を除く）委員長に欠員が生じた場合、これを補充すること。

第 32 条（例会、招集と定足数）

- ①実行委員会は会長が必要と認めたとき、随時招集することができる。
- ②実行委員会は、委員総数の過半数が出席しなければならない。

第 10 章 会計

第 33 条（経費の財源）

- ①本会の経費は、会費と事業収入及び自発的な寄附金で支弁する。
- ②会費の額及び資金獲得の方法を決定する場合、会員又は会員以外から寄附を求める場合などの重要事項については、総会において多数決により決めなければならない。

第 34 条（会費の額）

会費は、一家庭又は教職員 1 名につき月額 280 円とする。

第 35 条（資産の使用）

本会の資産は、第 1 章第 2 条の目的達成のため以外には一切支出し、又は使用してはならない。

第 36 条（会計年度）

本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 11 章 会計監査

第 37 条（任務）

本会の経理を監査するため、2 名の会計監査委員をおく。

第 38 条（資格と選挙）

両親、保護者である会員は、別に定める選挙細則に従って会計監査委員に選挙されることができる。
但し、公選による公職者は、会計監査委員に選挙されることができない。

第 39 条（任務）

会計監査委員は、当年度における一切の会計出納に関し（年 2 回：前期・後期）期日を定めて監査し、（その結果を直ちに全員に報告すると共に）年度末総会にその報告を提出する。
但し、総会が監査を要求した時は、要求にかかる事項について随時監査を行わねばならない。

第 12 章 改正

第 40 条（改正の条件）

この規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得て改正することができる。

但し、改正案はあらかじめ実行委員会において審議検討の後、遅くとも 5 日以前にその内容を周知しなければならない。

附則

(施行期日)

この規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得て即日施行する。

選 挙 細 則

第 1 条 (根拠)

この細則は、寝屋川市立第五小学校 P T A 規約第 7 条及び第 2 2 条に基づいて定める。

第 2 条 (指名委員会及び選挙管理委員会)

役員及び会計監査委員の選挙を行うときは、役員候補者指名委員会及び選挙管理委員会を設ける。

第 3 条 (構成)

1. 役員候補者指名委員会は、企画委員会から 1 名、実行委員会から 2 名、学級委員会から 3 名、教育振興委員会から 3 名、広報委員会から 3 名、スポーツ学習委員会から 3 名、地区ブロックから各 1 名と教職員代表 1 名で構成する。各学級からの役員選出ができない場合、役員候補者指名委員会は、学級委員会、教育振興委員会、広報委員会、スポーツ学習委員会、地区ブロックの各委員会からの 5 名以上と、教職員代表で構成することができる。
2. 選挙管理委員会は、各学年からなる 6 名と教職員代表 1 名で構成する。

第 4 条 (構成の期日)

役員候補者指名委員会及び選挙管理委員会は 1 2 月に構成し、会員に報告承認を得る。

但し、選挙終了後それぞれ解散する。

第 5 条 (任務)

役員候補者指名委員会は、会長 1 名・副会長 2 名・書記 1 名・会計 1 名の役員候補者及び会計監査委員候補者 2 名を指名して、選挙管理委員会に届け出る。

選挙管理委員会は、選挙管理の一切を行う。

第 6 条 (立候補者)

- ①前条の定めにかかわらず会員は誰でも役員候補者又は会計監査委員候補として自ら立候補することができる。
- ②前項の候補者は、その旨文書で告示期間中に選挙管理委員会に届け出なければならない。

第 7 条 (候補者の告示)

選挙管理委員会は第 5 条により指名を受けた者、並びに第 6 条による立候補者の氏名を選挙総会の 1 0 日以前に告示する。

第 8 条 (役員と会計監査委員の選出)

役員と会計監査委員は、選挙総会 (3 月中に開催) で多数決で選出される。

但し、再選者の場合は過半数決とする。

第 9 条 (就任の期日)

前条により選出された役員又は会計監査委員は、4 月 1 日に就任する。

第 1 0 条 (改正の要件)

この細則は総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得て改正することができる。

第 1 1 条 (施行期日)

この細則は総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得て即日施行する。

改正 (S33. 1. 20/S37. 3. 31/S39. 3. 31/S41. 10. 28/S44. 3. 13/S45. 3. 13/S46. 3. 12/S47. 3. 13/S49. 12. 10/S51. 3. 16/S53. 3. 5/S56. 3. 6/S56. 5. 28/H1. 3. 6/H3. 3. 5/H4. 3. 5/H6. 3. 3/H12. 5. 18/H14. 3. 5/H18. 3. 8/H19. 3. 7/H25. 3. 7/H26. 3. 5/R4. 2. 28/R5. 3. 3)